

石企画第 270 号

平成30年9月19日

石狩市市民参加制度調査審議会会長 様

石狩市長 田 岡 克 介

市民参加制度に関する諮問

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価等について、貴審議会の意見をうかがいます。

令和元年 10 月 11 日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 吉 田 保 雄

### 市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申

平成30年9月19日付石企画第270号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

## 1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

### (1) 平成29年度、平成30年度の実施状況について

平成29年度及び平成30年度の市民参加手続の実施状況につきましては、概ね適正に実施されていたと評価します。

審議会では、学識経験者などその分野の専門を集め、様々な形で改善点がないかを審議しているほか、手話基本条例推進懇話会のように市と市民が一体となって市を盛り上げていこうという姿勢が見受けられます。また、審議会によって開催時間が昼間の場合もあれば夜間の場合もあり、審議会委員の構成を考えた設定をし、参加しやすい環境づくりに努めていると評価します。

## 2. 市民参加制度の改善方策について

平成14年4月1日に施行した「市民の声を活かす条例」は、今年で18年目を迎えます。第9次審議会において、行政活動への市民参加の推進に関して議論を行った結果、市民参加制度を推進するため下記のとおり意見を付します。

### (1) パブリックコメントについて

市がパブリックコメントを実施し、市民からの意見提出が0件であっても、決して興味や関心がないわけではなく、市の原案どおりで良いという判断により意見を出さない場合もあります。意見の数を重要視し、数が多ければ良いというわけではなく、

重要なのは、市民が意見を言いたいと思った時に、その機会が設けられていることであり、市にうまく届けられるような手助けであると考えます。

そうした中で、現在市が用意しているパブリックコメントの記入用紙は、文面が硬い印象を受けるため、もう少し柔らかい表現にすることや、メールアドレスを持っていない方も多くいますので、連絡先のメールアドレス欄に、メールアドレスがない場合は記入不要である旨の一文を加えるなど、柔らかく、親切的印象にする工夫が必要と考えます。

## （２）市民参加制度の推進について

パブリックコメントや審議会など、市民が意見を言う機会は設けられていますが、実際に困ったことがない限りは、なかなか市へ意見を出さないという現実があります。

市においては、案件によってふさわしい方法を検討し、場合によっては意見を出しやすくするために複数の手法を用いること及び参加しやすい日程の設定や話しやすい環境・会場づくりを行うなど、引き続き、市から市民へ手を伸ばしていくように取り組まれることが必要と考えます。

## （３）審議会委員について

審議会委員は、主に「学識経験者」、「団体推薦」、「一般公募」という枠組で組織されています。今後も、より広く市民の意見を議論に取り入れられるよう、退職等で現在は団体に所属していない方や委員経験者、未経験者など、多様な立場の方が参加できるようにすることが重要と考えます。

## 3. 市民参加制度調査審議会のあり方について

「市民の声を活かす条例」第 29 条により、本審議会の委員は学識経験者、団体推薦者、一般公募（5 人を下回らない）、市職員（2 人を超えられない）の 15 人以内で組織すると定められています。

本審議会では、前回の第 8 次審議会の答申を受け、9 人体制で審議を進めてきましたが、規定範囲内の委員構成で、本審議会の役割を十分果たすことができたと考えます。したがって、次の審議会においても、現在の委員構成と人数を維持し、9 人体制で進めることが適当であります。

なお、本制度の改正が必要になるような、重要な審議を行う場合には、委員の数を増やす措置を講じる必要があると考えます。